

法人が支出する寄附金の税務ポイント

税理士 佐藤 裕之

医療・介護等の社会保障費用の負担が増大し、強制的な相互扶助システムの機能の有効性が疑問視されるようになり、公益性のある団体等の社会活動への期待や、これらを支える人々の援助や寄附への関心も高まっています。とりわけ、このたびの東日本大震災（以下、「大

震災」といいます。）に係る被災者支援の一環として寄附金・義援金などの取扱いについては、関心が寄せられるところです。

この稿では、法人が支出する税務上の寄附金に的を絞ってその取扱いとポイントをみてゆきます。

1 寄附金になるものならないもの

(1) 寄附金になるものの範囲

法人税法上の寄附金は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義でするかは問わず、金銭の支出に限らず次のような行為が対象となり、社会一般的な寄附金よりもその範囲は広いものとなっています。

法人税法上の
寄附金の範囲

- ・金銭その他の資産の贈与
- ・経済的利益の無償の供与
- ・資産の低額譲渡又は経済的利益の低額供与

さらにくわしく…

寄附金になるもの			寄附金にならないもの	
(全額損金不算入)	(一部損金算入可)	(全額損金算入)	隣接費用	1. 給与等・福利厚生費等になるもの 雇用関係等において生じたもの 個人の負担すべき寄附金等
① 外国子会社等国外関係者への寄附金	③ ①②④⑤⑥以外の寄附金	⑤ 国・地方公共団体（国等）に対する寄附金		2. 交際費等になるもの 取引先等に対する接待・供応等の性質を有するもの
② 完全支配関係のある法人間の寄附金	④ 特定公益増進法人(*)への寄附金 特別損金算入限度額	⑥ 財務大臣の指定（告示）寄附金		3. 広告宣伝費等になるもの
* 公共法人、公益法人等その他の特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定の法人をいいます。			子会社支援等	4. 子会社等を整理する場合の一定の損失負担等 5. 子会社等を再建する場合の一定の無利息貸付等
			災害関係	6. 災害の場合の取引先に対する一定の売掛債権等免除等 7. 災害の場合の取引先に対する一定の低利又は無利息による融資 8. 災害の場合の取引先に対する一定の災害見舞金の支払等 9. 自社製品等の被災者を救援するための緊急提供

(2) 災害関連の寄附金等について

災害（大震災を含む）時の寄附金等で、すべて損金にされる主なものを掲げてみますと次のようになります。

団体等・支払先	支払ったケース等	取扱いの根拠・要件等について
県対策本部や義援金配分委員会	義援金等を支払った場合	国等に対する寄附金（上図⑤）
日本赤十字社	「東北関東大震災義援金」口座への直接寄附	
新聞・放送等の報道機関等	直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの	
社会福祉法人中央共同募金会	「各県の被災者の生活再建のための義援金」口座 「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座	指定寄附金（上図⑥）
大震災の被災者支援活動を行う認定NPO法人	国税局長の確認を受けた寄附金（平成25年12月31日までに支出するものに限り）	指定寄附金（上図⑥）
被災した取引先	災害見舞金の支払等、売掛債権の免除等、低利又は無利息による融資	寄附金とはなりません。（上図右側）* 1

* 1 取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内で、被災前の取引関係の維持・回復を目的とするものに限ります。

* 2 募金団体を通じた義援金等は、最終的に国、地方公共団体に拠出されるかどうかの確認を税務署において行っていますので、その確認手続も留意すべき点となっています。

2 寄附金の経理処理

法人税法上の寄附金の支出は、実際にその支払がなされるまでの間は、なかったものとされ、具体的には次のような取扱いとされています。

未払金経理	その事業年度の未払金処理は否認され、支出事業年度の寄附金とします。
仮払経理	その支払った事業年度に支出した寄附金とします。
手形振出経理	手形の振出しは、現実の支払には該当しないものとします。

3 寄附金の損金算入限度額

一般寄附金の損金算入限度額及び特定公益増進法人に対するものの特別損金算入限度額は次の法人の種類の区分に応じ次の算式によって計算されますが、この場合の所得金額は寄附金を損金算入する前の所得金額です。

法人の種類	損金算入限度額	特別損金算入限度額
① 普通法人・協同組合等・人格のない社団等（下記除く）	$\left(\text{期末資本金等の額} \times \frac{\text{当事業年度の月数}}{12} \times 0.25\% + \left(\text{所得金額} + \text{寄附金支出額} \right) \times 2.5\% \right) \times \frac{1}{2}$	$\left(\text{期末資本金等の額} \times \frac{\text{当事業年度の月数}}{12} \times 0.25\% + \left(\text{所得金額} + \text{寄附金支出額} \right) \times 5\% \right) \times \frac{1}{2}$
② ①のうち資本又は出資を有しないもの	(所得金額 + 寄附金支出額) × 2.5%	(所得金額 + 寄附金支出額) × 5%
③ 非営利型の一般社団・財団法人		
④ NPO法人などのみなし公益法人等		

* 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを切り捨てます。